

雇用職業総合研究所編

『女子労働の新時代』

— キャッチ・アップを越えて —

東京大学出版会 1987. 5 viii+336 ページ

本書は雇用促進事業団雇用職業総合研究所の婦人雇用研究室が中心となり、外部の研究者への委託研究を含めて実施した女子労働の多様な側面についての研究成果をとりまとめたものである。執筆者の数だけで12名に及び、さらに巻末にはそれ以外の6名を含めた人々による討論まで収録されているので、きわめて盛り沢山の内容である。執筆者の専門分野も労働経済、社会学、人口論、労働法など多岐にわたっており、問題への接近の仕方も当然異なっている。

本書の構成は、次ぎのごとくVII部に分れている。I部は、「新時代を迎えた女子労働」と題し、1970年以降の我が国の女子労働の変化と特徴を概観し、主要な問題点を提示している。II部「多様化する女子労働」では、女子の就業パターンが近年多様化している事実を分析し、一方で長期勤続雇用が増加する傾向を指摘するとともに、他方ではパートタイム、派遣労働、在宅勤務などの新たな雇用形態が増加しつつあることを明らかにしている。III部「広がる職業社会」では、女子の職業機会が、伝統的な「女子型」職種から漸次「男子型」職業を含めて、新たな分野へ拡大しつつあること、少しづつではあるが管理職など政策決定が可能な領域への参加が増加していることを指摘する。IV部「女子労働と経済社会」では、近年の女子の労働市場参加を規定している経済的メカニズム、女子の労働力化が賃金変動、所得分配、雇用代替、出生力などに与える影響を主として計量経済学的手法によって分析している。V部「婦人雇用と家庭生活」は、有職主婦が次第に増加するにつれて、家族機能が変化しつつあり、それに対して補完、代替、強化を必要とすることが指摘されている。VI部「男女雇用機会均等法下の女子労働」は、昭和60年5月に成立した同法に

ついて、その成立経緯、そして新法の下での女子労働の変化について分析している。最後の VII 部は、9名の参加者によるいくつかの課題提示と展望をめぐっての討論である。

構成から推測しうるように、今日の我が国の女子労働に関する主要な局面は、ほぼ視野の中に収められている。執筆者が多数なわりには、比較的統一がとれており、女子労働問題に関心を持つ人が、最初に手にするには格好な参考文献のひとつといえよう。ただ、読者の立場からすれば、多数の執筆者による接近方法の異なった分析と叙述がやや断片的に混在しているために、問題の解釈、脈絡が微妙に相違し、当惑する箇所がかなり存在することも指摘しておくべきだろう。執筆者が多すぎるために、個々の問題の掘り下げが不足でもある。

以下では、評者の感想、疑問点、今後への期待をいくつか記してみたい。

1. 我が国の女子労働力の時系列的増加を生んでいる要因については、叙述的にはいくつかの箇所指摘がなされている。しかしながら、需要側および供給側のそれぞれの要因が労働力化にどの程度の影響を与えているのかについて、掘り下げた評価が不足している。もちろん、その影響を計量的に確定することはかなり困難ではある。しかしながら、重要な要因については、その相対的ウェイトを推定することは可能ではないだろうか。アメリカの労働経済学では、女子、とりわけ既婚女子の労働力化については、きわめて多くの研究が累積していることを考えると、既存の業績のレビューを含めて、この点の解明が欲しかったところである。

例えば、新技術の影響はどう評価されるのだろうか。本書では、全体に新技術がプログラマー・システム・エンジニアなどのコンピューター関連職種、人材派遣関連職種などの増加をもたらしたことに触れているが、繊維産業などの製造業あるいは銀行業における女子比率の減少など、技術革新が女子雇用の減少に影響を与えた領域については、ほとんど触れられていない。技術革新が女子労働についても雇用の創出、喪失の両面を併せ持ちながら展開している点の解明が欲しかった。

同様な点は、供給面についても指摘しう。女子の労働供給関数については、労働経済学において、最も研究者の関心が集中した領域のひとつであるだけに、大淵論文で簡単に触れられているだけなのはやや残念な感じがする。説明変数についても、家庭内の技術進歩、貯蓄を始めとする資産保有額、地域差など従来計測では必ずしも取入れられていない要因についても、検討が必要で

はないだろうか。

2. 女子の職業分野の多様化が進行していることは事実だが、それが女子の潜在力を十分に活用する方向に展開しているのか否かについては、本書を読んでも必ずしも判然としない。「男子型」職業への進出、管理的職業、専門・技術的職業従事者の増加が指摘されながらも、1970年代後半以降、男女間賃金格差は女子労働者に不利に拡大している。

男女間賃金格差については、キャリア中断の問題に加えて、賃金格差の発生に先立って存在する雇用差別を含めた職種(業)別分布、とりわけセグリゲーション(隔離)の構造分析が必要ではないだろうか。男女が当初から全く同一の職種に就業しており、しかも女子が結婚、出産などで途中でキャリアを断つことなく、職業生活を送っている標本を比較すれば、これほどの大きな格差は存在しないはずである(推測にすぎないが、運輸通信業、サービス業、電気ガス水道業、卸売・小売業などでは男女間賃金格差が相対的に小さいのは、性別による職種別セグリゲーションが比較的少ないからではないだろうか)。女子の職業別セグリゲーションの問題も、欧米の労働経済学、産業社会学で、従来から大きな関心を集め、研究が蓄積された分野だが、本書にはこの視角からの分析がほとんど含まれていないのは、惜しまれる。

3. V部「婦人雇用と家庭生活」は、1人の執筆者(袖井論文)のため、叙述の統一性と全体的バランスはとれている。これまで内外で蓄積された調査、研究の成果も取入れられて、問題の所在はかなり明確に指摘されている。惜しむらくは、妻が働くあるいは働かない場合について、家計の経済的基盤の分析が含まれていたらと思う。夫婦共働き家庭の経済的基盤は、専業主婦家庭と比較してどう位置づけられるのだろうか。

4. VI部「男女雇用機会均等法下の女子労働」は、男女差別をめぐる判例動向、均等法成立までの立法論議について、簡潔な展望を与えている。また、別の執筆者による女子が次第に補助的労働から基幹的労働へと職業分野を拡大しつつある事実が分析されている。それ自体は、望ましい方向だが、均等法のもたらした影響については、他の側面もあったはずである。ひとつの例を挙げれば、均等法自体が総合職、一般職といったコース別選択を固定化する役割を果たしたことである。そして、それまでは不鮮明であった女子労働者の世界は、総合職対一般職、大学対短大、専門職対その他の女子といった形で、二分分解した。そして、均等法の導入によって、企業の人事管理は従来女子労働者全体という管理から、男女を問

わず労働者の個別的な能力評価に基づく管理の方向へ変化しつつある。いいかえると、均等法導入を契機に男女を含めての厳しい選別が開始されている。均等法については、国民的議論の盛り上がりがないままに、いわば現状の追認型の法律として成立したが、今日までの経過をみると、その点を改めて感じないわけにはゆかない。

本書の副題は、「キャッチ・アップを超えて」である。この意味は、これまで女子労働者は、男子と同等に扱われることのみを求めてきたが、雇用機会均等法も成立した今日では、これまでの目標と思い込んできた働き方(男子と同じ働き方)を見直す必要に迫られているということのようである、しかし、本書にみるかぎり、現実の変化においても、ヴィジョンとしても新しい方向が打出されているようには必ずしも思えない。少なくとも、本書で扱われた事実の展開を見るかぎり、これまでの路線を基本的に歩んでいるのではないか。

巻末の座談会の基調報告者の報告をみると、一方では利潤追求のしわよせが女子労働に非常に端的に現われているとの指摘があり、他方望ましいイメージとしてのフリーワークは一部を除き、未だ遠い存在のように思われる。評者が見るかぎり、「仕事」の視野を伝統的雇用労働の領域に依然として狭く限定しているがために、新たな展望が見えてこないのではないかと思われる。「仕事」の概念を雇用労働だけに限定せず、女性によるビジネス機会の創出を含めて、視野を非市場領域まで拡大し、他方で余暇時間の拡大という時間軸を延長してみれば、女性(そして男性にとっても)の「新しい働き方」の次元はかなり異なったものとして描き出すことができるように思われる。人間の生涯の全生活時間の中で、労働時間の占める時間は次第に減少してくることは明らかである。一生の時間軸の上に、「教育」、「労働」、「引退、余暇」の3段階が直線的に並ぶ人生の在り方は、根本的に再考されるべきではないだろうか。人生の初期段階で獲得した学習内容だけで、その後の年月を過すことはもはや不可能になっている。「労働」と「学習」(あるいは「余暇」)の領域をより自由に出入できるライフ・プランを学校などの制度的改革を含めて、真剣に議論すべき時期に来ていると思われる。女性の働き方にそなわった柔軟性を考えるならば、本書の副題「キャッチ・アップを超えて」は、そこにおいて初めて真に生きてくるのではないだろうか。

〔桑原靖夫〕